

軽度者への福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについて

指定居宅介護支援事業者の方へ

軽度者への福祉用具貸与の取り扱いについては、以下のとおりとしますのでご確認ください。

例外給付の確認手順

※「別表」を見ながら確認してください。

1. 直近の認定調査の「基本調査」の結果を確認します

ア)基本調査の結果が、福祉用具ごとに定められている認定調査結果に該当する場合

福祉用具貸与が可能です。

イ)基本調査に該当する項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がありません。主治医からの情報と福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が貸与の可否を判断してください。

※ア、イどちらの場合も町への確認依頼書の提出は必要ありません。

2. 上記1に該当しない場合でも、以下の要件を満たすことで可能となります

基本調査の結果が「できる」「何かにつかまればできる」など条件を満たさない場合であっても、以下の i)～iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これについて町が書面にて確認を行うことにより給付対象となります。

→ 確認依頼書等の必要書類を提出してください。

例外給付の対象となる状態像

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
(例: パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
(例: がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると認められる者
(例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

書類の提出について

以下の手順を踏まえた上で、確認依頼書等の関係書類を提出してください。

○確認手順

1. i)～iii)のいずれかの状態であることを医学的所見に基づき確認できる
2. 医学的所見を踏まえた福祉用具専門員等が参加するサービス担当者会議の開催する
3. 福祉用具が特に必要であると判断できる

○提出書類

1. 確認依頼書
2. 医師の医学的所見（主治医意見書・医師の診断書・医師の所見の聴取のいずれか）
 - ▶例外給付の対象となる状態像 i)～iii)のどれに該当するか、また原因となる疾病等がわかるような記載が必要です。
3. 居宅サービス計画書 1 表・2 表（介護予防サービス支援計画書）
 - サービス担当者会議の要点
 - ▶利用者の心身の状態を踏まえ、貸与する福祉用具が特に必要と判断した理由がわかるように記載してください。（単に「福祉用具が必要」という記載は受付できません。）
 - ▶貸与する福祉用具の種類は必ず記載してください。

※提出された必要書類の内容を確認後、福祉用具貸与の可否を通知いたします。

書類提出に関する注意事項

- 1 福祉用具貸与開始（予定）日以前の申請を原則とし、書類を受理した日の属する月の1日まで遡及できるものとします。 町がやむを得ない事情と認める場合にはこの限りではありません。
- 2 要介護（要支援）区分変更・更新認定等で継続して貸与を受ける場合にも、書類の提出が必要です。申請中の場合も、認定審査会での認定結果が出る前に確認依頼書を提出できますが、認定結果が出た後に通知いたします。